

30 高行管第 152 号
平成 30 年 8 月 31 日

各 課 長 様
各 出 先 機 関 長 様

総 務 部 長

夏期特別休暇の実施期間の延長について（通知）

夏期における休暇の取得促進等については、平成 30 年 6 月 5 日付け 30 高行管第 62 号総務部長通知で依頼していますが、本年度は、平成 30 年 7 月豪雨等の影響により、各所属における 7 月以降の業務の日程等に大幅な変更が生じるなど、「夏期における休暇の取得計画」（以下「取得計画」という。）の実施に支障を来しているものと思われます。

このため、職員の健康保持と公務能率の向上を図る観点から、夏期特別休暇の実施期間（以下「実施期間」という。）を 1 月延長することとしました。

具体的には、「夏期の服務について」（昭和 36 年 7 月 20 日付け 36 人第 300 号総務部長通知）の記 1（3）にかかわらず、本年度に限り、7 月 1 日から 10 月 31 日までの実施期間において夏期特別休暇を取得できることとします。

つきましては、各所属の実情に応じて、別紙計画表により 9 月分の取得計画の修正並びに 10 月分の取得計画の追加（9 月 1 日現在において、付与日数の全てを取得している職員を除く。）を行い、改めて所属職員に休暇の取得を促してください。

なお、今回の措置は、実施期間の延長のみ（9 月末現在の残日数を 10 月に取得できることとするもの）であり、夏期特別休暇の付与日数や取得単位などについては、変更ありません。